

在外公館において医務官が必要に応じて行う診療や投薬及びワクチン接種等に関する質問主意書

提出者 大西 健介

在外公館において医務官が必要に応じて行う診療や投薬及びワクチン接種等に関する質問主意

書

在外公館の多くには、医務室が設置され、日本の医師資格を持つ医療職の在外公館医務官（以下、「医務官」と言う）が配置されているところ、在外公館において医務官が必要に応じて行う診療や投薬及びワクチン接種等に関して

一 医務官は現地の医師診療資格の相互協定により、原則、診療や治療を行うことは禁止されているが、在外公館に勤務する職員及びその家族に対する保健指導とともに必要に応じて投薬等の診療を行っているという理解でよいか。また、在外公館に勤務する職員及びその家族に対して、新型コロナウイルスワクチンを接種することは可能か。

二 医務官が在外公館の中で、在外公館に勤務する職員及びその家族以外の在外邦人に対して新型コロナウイルスワクチンを接種することは可能か。

三 医務官が診療を行う際に使用する医薬品及び医療用品類の調達は、外務本省が実施しているが、日本国内で調達し、外交行囊等を用いて、各在外公館に運搬しているのか。在外公館で使用する医薬品等の調達

場所及び運搬方法について明らかにされたい。

四 医務官が在外公館の中で行う診療に使用する医薬品及び医療用品類の中には、当該国での薬事承認を受けていない医薬品等が含まれる場合があるか。

五 当該国の医師資格を持つ者が日本の在外公館内で在外邦人に対して日本国内で薬事承認を受けた新型コロナウイルスエンザクチンを接種することは可能か。

右質問する。